## 有料道路通行料金の割引



身体障害者手帳,療育手帳を所持している方が有料道路を利用する場合,通行 料金が割引

になります。事前に車(1台)を登録する必要があります。

対 象 者 身体障害者手帳又は療育手帳@・Aを所持している方			
<b>刈 外 汨</b>			
適用範囲		第1種身体障害者 第1種知的障害者	障害者本人が運転する場合、障害者本人が 車に同乗される場合
		第2種身体障害 者	障害者本人が運転する場合(障害者本人の 運転免許証が必要)
		※登録できる車の車種や所有者についても要件があります ので、詳細はお問合せください	
		※登録できる車は1台のみ	
手	ETCを利用	・手帳 ・登録を希望する自動車の車検証 ・第2種身体障	
	しない場	害者の場合、障	害者本人の運転免許証
	合		
## A Hand Hand Hand Hand Hand Hand Hand Hand		・ETC カード(II 障害者が 20 歳ま す)	章害者本人名義のものに限ります。ただし, ミ満の場合は保護者名義のものが使用できま ットアップ申込書・証明書
窓口		社会福祉課 障がい福祉支援室	
		石下支所 暮らしの窓口センター 福祉・保健・介護グルー プ	
備  考		割引には有効期限があります。引き続き割引の適用を受ける場合は、更新の手続が必要です。更新は有効期限の2か月前から受け付けます。 お住まいの市町村が変わった場合も、再手続が必要です有料道路割引についての問い合わせ ネクスコ東日本0570-024-024	